

## ○青梅駅周辺景観形成地区

### ■届出が必要な行為

届出の対象種類	届出の対象行為
建築物	新築、増築、改築、移転、除却または意匠の変更
工作物	新設、増設、改造、移転、除却または意匠の変更
広告物	表示、設置、改造、移転、除却または変更
土地の区画形質・土地利用	土地の区画形質の変更または土地利用の変更
石積み・樹木	石積みおよび樹木の設置または除却
その他	自動販売機の設置

※ 建築物の修繕は届出の対象となる場合がありますので、都市計画課までご確認ください。

※ 工作物には、次のものも含まれます。

- ・ 垣、さく、擁壁その他これらに類するもの
- ・ 日よけ、雨よけその他これらに類するもの
- ・ 煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
- ・ 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- ・ 高架水槽、物見塔その他これらに類するもの
- ・ 立体駐車場その他これらに類するもの

※ 次のものは届出の対象外となります。

- ・ 建築物の新築等で床面積10㎡以下のもの
- ・ 建築物の意匠の変更（外壁の塗替え等）でその面積が10㎡以下のもの
- ・ 工作物（垣、さく類）で道路に面していないものおよび高さ1m以下のもの
- ・ 工作物（日よけ、雨よけ類）で道路に面していないものおよび長さ4m以下のもの
- ・ 屋外広告物の表示面積が1㎡以下および設置期間が2か月以内のもの
- ・ 自家用広告物の表示面積が1㎡以下のもの
- ・ 石積みで道路に面していないものおよび高さ1m以下のもの
- ・ 樹木で高さ10m以下のもの